

◎新潟県告示第1173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

令和5年11月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 阿賀野都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・5・4号水原停車場線
- 2 施行者の名称  
新潟県
- 3 事務所の所在地  
新潟市中央区新光町4番地1
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
新潟県阿賀野市下条町、岡山町及び学校町地内
  - (2) 使用の部分  
なし